

令和3年9月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結いホール 令和3年9月22日(水)

2. 出席委員(14人)

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	大福	富一
委員	3番	伊地知	幸弥
委員	4番	三島	武己
委員	5番	今井	博美
委員	6番	盛田	照江
委員	7番	久富	康之介
委員	8番	山田	定美
委員	9番	玉野	政仁
委員	10番	谷山	健一郎
委員	11番	徳永	孝男
委員	12番	村山	俊夫
会長代理	13番	川畑	善美
会長	14番	野村	栄治
推進委員	5番	川間	哲志

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農用地利用集積計画(基盤法)の作成について

議案第29号 農用地利用集積計画(中間法)の作成について

議案第30号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

4. 報告

① 合意解約に関する報告

5. その他

① 農地の一時転用に関する同意について

② 人・農地プランについて

③ 利用状況調査及び8.1調査の進捗状況について

④ 次期総会について

日時：令和3年10月22日(金)午前9時～

場所：和泊町役場(結いホール)

議案提出締切日：10月15日(金)

現地確認調査日：10月18日(月)午後2時から

議案発送日：10月19日(火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子 事務局次長 西村 雄次
 事務局主査 大坪 忠仁 任用職員 川村 奈央

<p>9:00～ 事務局</p>	<p>皆さん、おはようございます。ただ今より令和3年9月期和泊町農業員会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は14名で定足数に達しておりますので本日の総会は成立します。それでは、会長からのあいさつをお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>おはようございます。今月、会長として出席した会議は農業次世代投資事業の審査と認定新規就農者の審査会に出席しました。今回4名審査しました。審査委員のメンバーは、県農業普及課課長、農業指導員、農業士JAあまみの総括理事経済課長と農業委員会会長が審査委員となっています。結果は今月末には出るかと思えます。昨日令和2年度特別決算審査会に出席しました。議員の3名から地域集積についてと、利用意向調査の結果、農業者年金の推進はどのように行われているかという質問があり、3問とも担当者が適正に回答して、追加質問はありませんでした。以上報告します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、ありがとうございました。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思えます。会長、議事の進行をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第27号 農地法第3条の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求めます。事務局、朗読及び説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは、申請番号1権利の種類が所有権移転の有償です。土地の所在が玉城字花トリ〇〇 普通畑 農振農用地 722㎡ 他6筆で合計11,728㎡です。譲渡人が熊本県〇〇にお住まいの〇〇氏、譲受人が和泊町手々知名〇〇番地の法人〇〇です。理由が譲渡人による売りのあっせん申出がでておりました。島に帰ってきて農業する予定はないとの事での申出となります。反当り〇〇万円での売買となっています。譲受人は農地所有適格化法人の〇〇です。現在切り花を中心に11.4haほどの経営をしています。農業委員のあっせんによる売買となっています。申請番号2権利の種類が所有権の移転の有償になります。土地の所在が大城字大渡宮〇〇 普通畑 農振農用地 1,774㎡の1筆です。譲渡人は兵庫県〇〇にお住まいの〇〇氏で、譲受人が和泊町〇〇番地の農所有適格化法人として主に、ジャガイモを24.7ha作っています。〇〇です。申請事由が譲り渡し人のその他資金が必要になった事での売買となっています。反当り〇〇万円です。</p>

	<p>申請番号3 権利の種類が所有権の移転になります。土地の所在が国頭字前牧〇〇 普通畑 農振地933㎡ 他1筆 合計2筆で合計面積が962㎡ 譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏, 譲受人が国頭〇〇番地の〇〇氏です。切り花を2.4haほど作っています。所有者による売りのあっ旋申出がでていました。農業委員のあっ旋による売買となっています。現地確認調査および聞き取り調査を, 各調査委員が行っています。以上3件, こちらの申請は, 農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため許可要件すべてを満たしていると思われます。審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは, 申請番号1について補足説明を玉野委員, お願いします。</p>
玉野委員	<p>はい, 補足説明はとくにありませんが, 受手の株〇〇は, 町内一円で切り花と輸送野菜を11.4ha作っています。譲渡人は島外に住んでいて将来農業することもない, 受け手は農地を探していたので, あっ旋が成立しました。問題ないかと思ひますので, 審議をお願いします。</p>
議長	<p>質問等はありませんか。 (なしの声) 申請番号2の補足説明はありませんか。</p>
谷山委員	<p>はい特にありません。 受手の株〇〇はジャガイモ生産農家で, 24.7ha農業をしています。問題ないと思ひます。審議をお願いします。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。 (なしの声)</p>
議長	<p>次に申請番号3の補足説明を今井委員お願いします。</p>
今井委員	<p>はい, 現地を確認, 受け手の〇〇氏にも確認しました。切り花2.4ha作って農業を営んでいます。審議をお願いします。</p>
議長	<p>他に質問ありませんか。 (なしの声) それでは, まとめて採決します。申請番号1~3まで, 承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 挙手多数なので, 異議なしと認めます。よって, 議案第27号農地法第3条の規定による許可申請は審議の結果, これをすべて認めます。</p>

議 長	次に議案第28号農用地利用集積計画（相対）の作成について，農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので，次のとおり審議を求める。併せて，議案第29号 農用地利用集積計画(中間管理事業)の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので，次のとおり審議を求める。事務局から説明をお願いします。
事務局	はい，それでは，皆さんのお手元にお配りしてあります，利用権設定集計表に沿いまして，議案第28号，29号をまとめて説明させていただきます。先ずは，議案第28号の相対契約が19件です。その内，賃貸借が15件で契約面積が96,538㎡です。使用貸借が4件で契約面積が37,928㎡です。相対の合計契約面積が134,466㎡になります。次に，議案第29号の公社との契約が19件です。その内，賃貸借158件で契約面積が87,868㎡です。使用貸借が4件で契約面積が17,098㎡です。公社を通しての合計契約面積が104,965㎡です。合意解約が8件47,427㎡です。以上の契約は，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。審議をお願いします。
議 長	それでは，議案第28号について，補足説明をお願いします。新規で契約した分の補足説明をお願いします。
村山委員	申請番号1の補足説明をします。この畑は遊休農地でした。受けての〇〇氏が重機で綺麗にあけたので，その経費分を10年間の契約の内3年分は無償でとなっています。認定農業者であり問題ないと思います。よろしくをお願いします。 次に申請番号5番を今井委員お願いします
今井委員	説明します。この契約の貸し手の〇〇さんは体調が悪く農業が続けられなくなり，所有者の意向での受けての〇〇さんとの契約になっています。受け手の〇〇さんは認定農業者です。よろしくをお願いします。
議 長	次の説明も今井委員お願いします。
今井委員	この契約は以前から耕作者が使っていたのですが，未相続地で過半の同意が得られたので契約をしました。みなし解消です。
議 長	次に申請番号8番の説明を大福委員お願いします。

大福委員	この件は、みなしだったのを契約しました。
議長	次の説明をお願いします。
徳永委員	この契約は、以前から使っていましたが、きちんと契約をしたいとの事での契約です。規模拡大志向の認定農業者なので問題ないかと思います。
議長	次に12番の説明を玉野委員お願いします。
玉野委員	以前から使っていましたが、所有者の希望で今回の契約になります。
事務局	13番と19番の説明を徳永委員お願いします。
徳永委員	13番と19番は、前から使ってましたが、契約をしてなかったのが今回所有者と借り手の希望での契約です。
議長	14番を川畑委員説明をお願いします。
議長	この畑は遊休農地になってましたが借り手の〇〇さんが、解消して契約しました。
議長	次に16番の説明をお願いします。
事務局	この畑は相続未登記地で、過半での契約になります。
議長	次の説明を三島委員お願いします。
三島委員	みなし解消です。受け手は認定農業者で問題ないかと思います。
	次に玉野委員説明をお願いします。
玉野委員	ことらも前から使っていましたが、みなし解消です。 借り手の〇〇さんは認定農業者です。6 ha サトウキビとバレイショを作っています。

議 長	今の補足説明に対しての質問等はありませんか。 (なしの声) それでは、次に中間管理事業一括方式について補足説明はありませんか。
野村委員	1番から4番までですが、所有者が農業をやめて島外へ出たため、担い手でサトウキビ農家の〇〇さんへの契約になります。12番も受け手は同じ〇〇さんです。
議 長	15番の説明をお願いします。
事務局	相続未登記地ですが、過半の同意での契約です。受け手は仁志字で畜産を営んでいる〇〇さんです。飼料畑として使うとの事です。
議 長	次に16番を山田委員をお願いします。
山田委員	この契約は兄弟間での契約です。借り手はサトウキビとバレイショ、ニンニクを作っています。
議 長	次に18番を川間委員をお願いします。
川間委員	借り手は畜産農家です。飼料畑として隣接地をすでに借りているため、集約の為に契約しました。
議 長	次の19番を玉野委員をお願いします。
玉野委員	所有者は経営転換をしています。借り手の方が島外に出た事から、耕作者が変更になったための契約となっています。
議 長	以上で補足説明は終わりですが、質疑ありませんか (なしの声) それでは、議案第28号と29号を併せて採決します。承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 挙手多数という事で、議案第28号及び29号農用地利用集積計画の作成について認める事を決定します。

議 長	次に、議案第30号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。事務局、お願いします。
事務局	はい、買いのあっせん申し出が1件出ています。整理番号1 土地の所在が、出花字池鎌〇〇で3,182㎡を認定農業者の〇〇氏が買いたいとの申し出です。この申出人は公社を利用したいとの事です。
議 長	川畑委員この辺りは、売買事例ではおいくらですか。
今井委員	この辺りは反当り〇〇万円辺りです。
議 長	それでは、反当り〇〇万円～とし、あっ旋委員を川畑委員，伊地知委員，田浦委員の3名を指名します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは異議なしとありますので、あっ旋価格を〇〇万円に設定し、あっ旋委員を川畑委員，伊地知委員，田浦委員に決定します。
議 長	次の借りのあっ旋申出については、川畑委員は議事参与の制限に該当しますので、退室をお願いします。(川畑委員退席) 整理番号1のあっせん委員を大江委員と前田委員を，亘委員，今井委員盛田委員，川間委員整理番号2番については，今井委員，川間委員でお願いします。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは整理番号1番は大江委員と前田委員を，亘委員，今井委員盛田委員，川間委員に決定します。(川畑委員入室)
議 長	次にあっ旋申出の取り下げについて，事務局説明をお願いします。
事務局	整理番号1，和字大当〇〇 畑 2,229㎡他2筆 合計 5,186㎡を売りのあっ旋に出してありましたが，所有者が親戚へ贈与するため取り下げるとの事です。整理番号2，畦布字神屋当〇〇 畑 878㎡他2筆 合計 2,371㎡を令和2年1月総会で審議しましたが，貸借契約をする事での，売りのあっ旋申出の取り下げです。

	次に合意解約について事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、合意解約の報告をします。整理番号1から5番までは、売買の為による合意解約です。6番から10番までは耕作者変更のための合意解約です。11番から15番までは、契約内容変更のための合意解約です。以上です。
議長	次に農地の一時転用に伴う確約書について、事務局説明をお願いします。
	こちらは、畑地帯総合整備事業担い手支援事業のため、工場の現場小屋および資材置場としての使用期間は令和4年1月15日までの期間です。使用期間は約4か月でその後は、農地に現状復旧すると確約書もいただいています。現在畑の上にシートを敷いてその上に小屋及び資材を置いているとの事です。以上です。
議長	ただ今の説明に、質疑ございませんか。 (なしの声) 他にございませんか。 (なしの声) 以上を持ちまして、本日の総会を終わります。お疲れ様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和3年9月22日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____